



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会社名	株式会社 インテージ
代表者名	代表取締役社長 宮首 賢治 (コード番号 4326 東証第一部)
問合せ先	執行役員財務IR部長 池谷 憲司
電話番号	03 - 5294 - 0111 (代表)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成19年6月22日開催の第35期定時株主総会の決議により、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成21年6月24日開催の第37回定時株主総会及び平成23年6月22日開催の第39回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、本対応策を更新（以下、更新後の買収防衛策を「現プラン」といいます。）いたしました。その有効期間は平成25年6月21日開催の第41回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、金融商品取引法及び関連政省令の改正や昨今の買収防衛策に関する諸動向を踏まえ、当社のさらなる企業価値向上及び株主共同の利益の確保・向上の観点から買収防衛策のあり方について検討してまいりました。

その結果、当社は本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新（以下、新たに更新するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランへの更新にあたっては、「大量買付行為」の定義（下記「Ⅱ. 本プランの内容」、「1. 本プランの概要」に定義されます。）において、当社取締役会が予め承認した買付行為については本プランの適用を除外することを明確にする修正を行ったほか、一部語句の修正等を行っておりますが、基本的なスキームについては、現プランからの変更はございません。

本プランへの更新につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、すべての監査役全員から賛成を得ております。

なお、現時点において当社株式の大規模買付を行う旨の通知及び提案等は一切ございません。

記

I 本プランの目的

1. 「THE INTAGE WAY」と企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取組み

当社は、当社グループの存在意義、ビジョン等を定める「THE INTAGE WAY」において、「グループ各社が保有する情報やシステムについての専門性を背景に、お客様のビジネスの成功に貢献することによって、その先の人々の暮らしを豊かにし、地球社会の持続可能な発展に寄与すること」を掲げ、『地球社会の明日を拓く「知」の創造』を担う企業グループを目指しております。

また、昭和35年3月の創業以来、連綿と培ってきたお客様との信頼関係、マーケティングリサーチ力とシステムソリューション力を基盤とした事業展開、さらにこれらを支える従業員等の関係者を基礎として、当社の企業価値の向上に努めてまいりました。

特に、当社の事業展開において持続的成長の基盤となっているのは、国内最大規模の各種パネル調査であります。当社は、日本最大の消費者購買データによる消費者パネル調査のSCI-personalや小売店パネル調査のSRIなどを行っております。これらは、食品、日用雑貨品、化粧品、大衆薬メーカーなどのお客様において標準的なマーケティングデータとして活用されており、まさに、これらの業界における必要不可欠な情報となっているものと自負しております。これらパネル調査に対する信頼は、長年培ってきたマーケティングリサーチの専門性に加えて、中長期的視点に立ち、良質なデータを継続的・安定的に提供する運用システムを構築し、常に手間を惜しまず、これを改善していく顧客志向性により勝ち得たものです。

このように、当社が持続的成長・企業価値の向上を実現するためには、安定した経営基盤のもと、中長期的な視点から適切な投資を継続的に実施するとともに、長年培ってきた経験・ノウハウの承継、人財の育成が不可欠であります。

当社は、かかる観点から第10次中期経営計画（平成23年4月－平成26年3月）で「“Next50”へのテイクオフ 危機を乗り越え、成長軌道への離陸を果たそう」をグループ基本方針として掲げ、全社一丸となって努力邁進しております。そして①事業の持続的成長戦略の推進、②グローバル化の推進、③「THE INTAGE WAY」の定着と深化、④自立したPro人財の育成、⑤危機管理の徹底とグループ団結力の強化、を重点課題として取り組んでおります。

当社は、これらの施策を推進していくことが、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益向上につながるものと考えております。

2. 本プラン更新の理由

当社は、当社株式の大量取得や買収であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を維持・向上させていくものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社の経営を支配する者が、当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させることができるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意見に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、昨今、株式の大量買付や買収提案の中には、その目的等からみて買収者の利益のみを図ろうとするもの、対象会社を解体し対象会社の企業価値を著しく毀損しようとするものなどが見受けられます。当社としましては、かかる買収を含め、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者が買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供しない場合や、明らかに当社の企業価値と株主共同の利益を毀損するものである場合は、当社の財務及び事業活動を支配する者としては不適切であると考えます。

さらに、当社の財務及び事業活動を支配する者には、当社のグループビジョンである「THE INTAGE WAY」を十分に理解し、前記1のとおり、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って事業の持続的な成長性を追求し、もって当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させていくことが必要であると考えます。

したがって、当社の経営を支配しようとする大量買付者が出現した際には、当社は、当社の経営方針、当社の企業価値と株主共同の利益の維持・向上のための事業計画、財務計画、資本政策、当社の従業員、取引先、お客様等の利害関係者の処遇方針等についての十分な情報の提供を受け、当該提案等が当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させることができるものか否かの観点に立って評価・検討し、株主様が客観的に判断できるよう情報を適時に開示するとともに、明らかに当社の企業価値と株主共同の利益を毀損するものである場合には、かかる買付行為に対し対抗措置を講ずる責任があると考えます。

当社では、これらの対応を滞りなく進めるために、大量買付行為に対するルールの設定とそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置の構築が必要であると判断し、買収防衛策の更新をご提案することといたしました。

II 本プランの内容

1. 本プランの概要

本プランは、i) 買付者が大量買付行為を行おうとする場合に、当社取締役会が買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それに基づいて当該大量買付行為についての評価、検討、買付者との買付条件に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行っていくための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）、及びii) 買付者が大量買付ルールに従うことなく買付を行う等、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合に、必要に応じて当社が対抗措置を発動することを定めるものであります。

本プランの対象となる「大量買付行為」とは、下記のいずれかに該当する買付又はこれに類似する行為をいいます（あらかじめ当社取締役会が承認した行為を除く）。

(1) 当社が発行する株式等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株式等保有割合（注4）が20%以上となる買付

(2) 当社が発行する株式等（注5）について、公開買付（注6）後の公開買付者の株式等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

また、大量買付行為を行う者又はその提案者を「大量買付者」といい、大量買付者及びそのグループ（大量買付者だけでなく、保有者に含まれる者（注9）、共同保有者（注3）、特別関係者（注8）、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）を合わせて「大量買付者グループ」といいます。

（注1）「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」をいう。

（注2）「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき、保有者に含まれる者を含む。

（注3）「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

（注4）「株式等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」をいう。

（注5）「株式等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」をいう。

（注6）「公開買付」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付」をいう。

（注7）「株式等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」をいう。以下同じ。

（注8）「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいう。

（注9）「保有者に含まれる者」とは、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき、保有者に含まれる者をいう。

2. 大量買付ルールの詳細

(1) 意向表明書の提出

大量買付者には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示していただきます。

(2) 情報提供

①情報提供の方法

大量買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報のリストを当該大量買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分と考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、大量買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該回答期限までに大量買付情報を追加的に提出していただきます。

当社取締役会は、当社株主の皆様の合理的な判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報の全部又は一部を開示します。

②情報提供の内容

大量買付者に提供していただく情報の主な項目は以下のとおりです。

- a 大量買付者グループの詳細
大量買付者グループ（複数人又は複数社含まれる場合はそのすべて）の名称、資本構成、主要出資者（組員その他の構成員を含みます。）の名称、その経歴、沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験、当社事業と同種の企業ないし事業の経営に関与したことがあり、又は実際に営むときは、その決算情報、セグメント情報など
- b 買付行為の目的、方法及び内容
大量買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性など
- c 買付行為実行の資金の調達方法
買付に必要な資金の総額及び資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名又は名称、関連する取引の内容）など
- d 買付価格の算定根拠
算定方法、算定の前提事実、及び算定に用いた数値に関する情報など
- e 大量買付後の経営方針、事業計画
大量買付行為完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画（業種・業態転換の可能性の有無を含む。）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、並びにこれらの計画実現の可能性とリスクの有無など
- f 利害関係者の処遇方針
大量買付行為完了後における当社の従業員、取引先、お客様、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針
- g その他、当社取締役会又は後記3記載の独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(3) 取締役会による評価等

①評価期間

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下「評価期間」といいます。）として、以下の期間が与えられるものとします。

- a 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合
大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間
- b その他の大量買付行為の場合
大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

ただし、当社取締役会は、評価期間の終了までに、当社取締役会又は後記3記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、大量買付者との交渉、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告等をなしえないときは、独立委員会の承認を得たうえで、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものとします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

大量買付行為は、以上の評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

②取締役会による意見・代替案

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家（公認会計士、弁護士、フィナンシャルアドバイザー等）の助言を受けながら、提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、かつ後記3（2）②による独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を慎重にとりまとめて開示します。また、当社取締役会は、大量買付者との間で大量買付行為

の条件改善について交渉し、あるいは当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 独立委員会の設置

(1) 独立委員会設置の目的

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙2「独立委員会規程の概要」のとおりです。）。

(2) 独立委員会の招集と勧告

①独立委員会の招集

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、又は大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報及び関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示した上、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

②取締役会への勧告

独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報及び関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会の意見を決議するものとします。

4. 対抗措置の発動の条件とその内容等

当社取締役会は、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況、大量買付情報等を検討し、大量買付者との協議・交渉の結果、独立委員会から勧告がなされた場合は勧告の内容等を踏まえ、大量買付行為が、後記(1)のいずれかに該当し、一定の対抗措置を取ることが相当であると判断する場合は、評価期間の開始又は終了の有無を問わず、後記(3)の新株予約権の無償割当等、会社法、その他法律及び定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動（以下、合わせて「対抗措置の発動」といいます。）する場合があります。

(1) 発動の条件

①大量買付ルールの遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールの遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を待たず、対抗措置を発動することがあります。

②大量買付ルールの遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールの遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しません。ただし、大量買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得て対抗措置を発動することがあります。

なお、当該買付行為が下記のいずれかの類型に該当する場合には、大量買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうとして、対抗措置が発動される可能性があります。

a 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付等を行っている場合

b 当社の経営を一時的に支配して当社又はグループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で株式の買付等を行っている場合

c 当社の経営を支配した後に、当社又はグループ会社の資産を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付等を行っている場合

- d 当社の経営を一時的に支配して、一時的な収益向上により一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付等を行っている場合
- e 買付者の提示する当社株式の買付等の方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収である場合）
- f 大量買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、当該条件の具体的内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含む。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである場合
- g 大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による支配権取得が会社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合

（２）発動の判断、中止等

①発動の判断

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性及び合理性を担保するために、大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当該大量買付行為の具体的内容や、当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討し、対抗措置の発動の是非を決定します。

②発動の中止等

当社取締役会により、当該対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、又は当該対抗措置発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、前記(1)の「発動の条件」のいずれにも該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合は、対抗措置の発動を中止し、又はその内容を変更することができます。

この場合、当社取締役会は、これを独立委員会に報告するとともに、速やかに情報開示を行います。

（３）対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、会社法、その他法律及び定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択することとなります。当社取締役会が、対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は、以下のとおりです。

①新株予約権の無償割当

a 新株予約権の割当ての対象となる株主と割当て条件

割当対象株主は、当社取締役会による新株予約権無償割当決議において別途定められる割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主様とし、その保有する株式1株につき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）1個を割当てます。

b 本新株予約権の目的となる株式の種類・数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式は、原則として普通株式1株とします。

②新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

③新株予約権の行使

a 新株予約権の行使条件

大量買付者グループ、及び大量買付者グループから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、並びにこれらの者の関連者（注10）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。

ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、後記④の取得の対象となります。

(注10)「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

b 新株予約権の行使価額

行使価額は1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が定める価額とします。

c 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において決定される日を初日とし、1カ月から3カ月を超えない範囲で本新株予約権無償割当決議において定める期間とします。

なお、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、払込取扱場所の前営業日を最終日とします。

④当社による本新株予約権の取得

a 当社は、本新株予約権行使期間の初日の前日までの間はいつでも、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、すべての本新株予約権を無償で取得することができます。

b 当社は、当社取締役会において別途決定される日に、前記③aにより本新株予約権の行使ができない者以外の者が有する未行使の本新株予約権のすべてを取得し、代わりに本新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができます。

c 当社は、bの取得がなされた日より後に、前記③aにより本新株予約権の行使ができない者以外の者が有する未行使の本新株予約権が存在する場合は、そのすべてを取得し、代わりに本新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができます。その後も同様に繰返すことができます。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から平成27年3月期にかかる当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが合理的に必要と認められる範囲に限り、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その事実及びその内容について、速やかに情報開示します。

III 株主の皆様への影響等

1. 株主の皆様への影響と手続

(1) 株主の皆様等への影響

①本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当、その他対抗措置の発動自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

②対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当が行われる場合、当社取締役会の決議により、別途定める割当基準日における株主の皆様へ、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権が1個の割合で割当てられます。

仮に株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、行使価格に相当する金銭を払い込んで新株予約権の行使の手続を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たり株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たり株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

③大量買付者グループに与える影響

対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当が行われる場合、本新株予約権には、大量買付者は、本新株予約権を行使することはできない等の条件が付されるので、その保有する当社株式の保有割合が希釈化することになり経済的不利益を発生させることが想定されます。

(2) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

新株予約権無償割当が行われる場合の割当方法、名義書換方法、行使の方法、当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示いたしますので、その内容をご確認ください。

2. 本プランの合理性

当社としましては、本プランは、以下のとおり合理性が高く、株主共同の利益を損なうものではなく、当社経営陣の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものになっております。また、株式会社東京証券取引所が定める留意事項を充足しております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための導入

本プランは、大量買付行為が行われた際、株主の皆様が当該大量買付行為が株主の皆様の利益に資するものであるかを判断するために必要な情報や時間を確保し、また株主の皆様のためによりよい代替案を引き出し、大量買付者と交渉することなどを可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものであります。

(3) 株主意思の尊重

本プランは、本定時株主総会において、本プランの承認が得られることを効力発生条件とします。

また、前記Ⅱ5. 本プランの有効期間、廃止及び変更にて記載のとおり、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

以上のとおり、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

また、独立委員会の判断の概要については、株主の皆様へ情報開示することとしており、本プランの運営は、透明性をもって行われます。

(5) 当社取締役の任期が1年であること

当社取締役の任期は、定款の定めにより法定の任期より短縮された1年となっております。このように取締役の任期を短縮することにより、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることを可能としております。

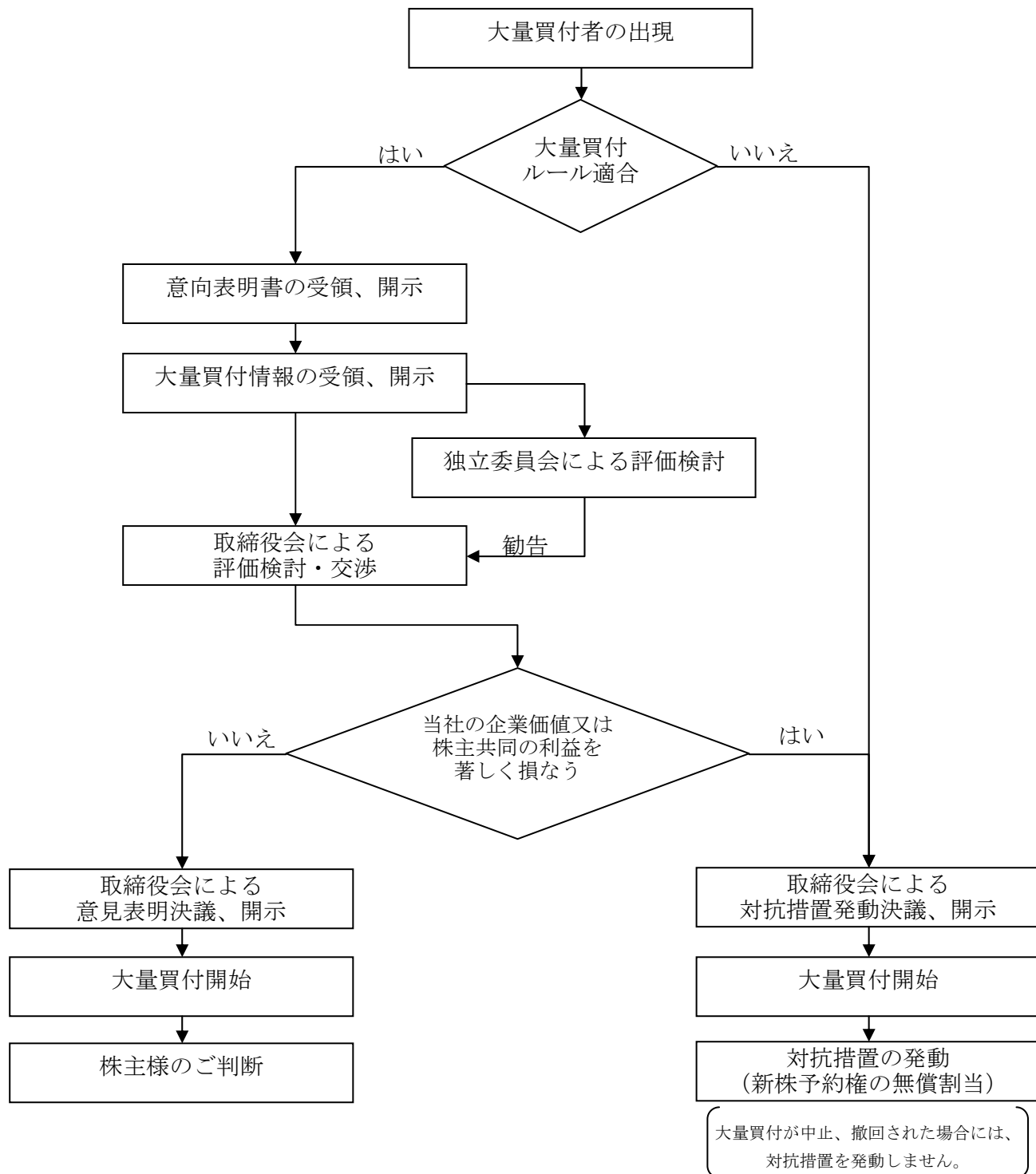
(6) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

本プランは、前記Ⅱ 5. のとおり、取締役会で廃止できるとされているため、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、指名された取締役で構成される取締役会により、本プランは廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、前記（5）のとおり、当社取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を1度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

【本プランの仕組み簡略図】



独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している。当社社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までの2年間とする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、委員が当社及び当社グループ会社の取締役に就任し業務執行を行う場合には、独立委員会委員としての任期はその時点で終了する。
4. 独立委員会の開催は、以下の場合に取締役会により招集される。
 - (1) 大量買付行為が明らかとなった場合
 - (2) 方法の如何を問わず、大量買付者が大量買付行為を行おうとする意向を当社又は第三者に示した場合
5. 独立委員会の委員は、買収防衛策が適正に運用されるよう大量買付者からの提案内容、提供情報等を検討し、その結果に基づき取締役会に対し対抗措置の発動の是非につき勧告する。
6. 独立委員会は、対抗措置の発動に関する勧告のほか、以下の職務を行う。
 - (1) 評価期間の延長の承認
 - (2) 大量買付者等との交渉・協議の勧告
 - (3) 取締役会に対する代替案の提供の要求・代替案の検討の勧告
 - (4) 本買収防衛策の廃止又は変更の承認
 - (5) その他当社取締役会から諮問された事項
7. 独立委員会は、必要に応じて公認会計士、弁護士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家等の助言を得ることができるものとし、取締役会に対し検討に要する諸費用の支払いを請求できるものとする。
8. 独立委員会の各委員は、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から職務を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
9. 当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動等につき会社の機関としての決議を行う。
10. 独立委員会の決議は、委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会委員予定者の氏名及び略歴

<氏名> 高木 賢 (たかぎ まさる)
<略歴> 昭和42年3月 東京大学法学部卒業
昭和42年4月 農林省入省
平成8年1月 農産園芸局長
平成10年7月 大臣官房長
平成11年7月 食糧庁長官
平成14年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属)
平成15年6月 当社社外監査役 (現任)
平成23年4月 公立大学法人高崎経済大学理事長 (現任)

※同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

<氏名> 田淵 智久 (たぶち ともひさ)
<略歴> 昭和55年3月 東京大学法学部卒業
昭和59年4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属)
平成3年4月 森綜合法律事務所
(現 森・濱田松本法律事務所) 入所
平成19年4月 末吉綜合法律事務所
(現 潮見坂綜合法律事務所) 開設

※同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

<氏名> 岸 志津江 (きし しずえ)
<略歴> 昭和49年3月 国際基督教大学教養学部卒業
昭和58年1月 イリノイ大学コミュニケーションズ・リサーチ研究所
博士課程修了 (Ph.D in Communications)
昭和58年4月 名古屋商科大学商学部専任講師
昭和63年3月 名古屋市立大学経済学部助教授
平成8年4月 名古屋市立大学経済学部教授
平成10年4月 東京経済大学経営学部教授 (現任)
平成22年10月 日本広告学会会長 (現任)

※同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

当社の株式の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（1）発行可能株式総数 37,000,000 株

（2）発行済株式の総数 10,404,000 株

（3）株主数 3,256 名

（4）大株主（上位 10 位）

持株数	持株比率	株主名
1,040,000	10.34%	ビービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド (プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)
900,000	8.95%	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託エーザイロ再信託受託者資産管理 サービス信託銀行株式会社
669,226	6.65%	インテージ従業員持株会
502,000	4.99%	株式会社埼玉りそな銀行
455,000	4.52%	豊栄実業株式会社
390,254	3.88%	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント
388,600	3.86%	ノーザントラストカンパニー (エイブイエフシー) サブアカウントアメリ カンクライアント
350,000	3.48%	株式会社みずほ銀行
350,000	3.48%	第一生命保険株式会社
350,000	3.48%	日本生命保険相互会社

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。